

2022年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のくらし福祉の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナ「第7波」の新規感染は、これまでに経験したことのない爆発的な拡大が起こっており、国民は感染への不安や経済の落ち込み、行動自粛や生活困窮など深刻な事態となっています。さらに、昨今の物価高騰は、「年金は下がり」「賃金が上がらない」日本の国民生活に追い打ちをかけています。

また、ロシアの国連憲章違反のウクライナ侵攻後、残虐な戦争行為の中止、紛争解決は憲法9条に基づく平和外交で解決を求める世論が広まっています、

しかし、6月7日閣議決定された2022年「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)は、物価上昇や企業成長を重視するアベノミクスを踏襲した上、更に5年以内の防衛予算倍増を念頭に「防衛力を抜本的に強化する」方針を打ち出しました。国民が切実に求める賃金増ではなく、資産所得倍増として国民の預貯金を元本割れリスクをはらむ資産運用などに投げ込むよう促しています。

医療・社会保障についても、病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化等様々な負担増を盛り込んだ「改革工程表」を継承し、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の下、医療・社会保障の脆さが露呈していますが、医療・社会保障抑制を続ける方針です。防衛費増加と社会保障予算の縮小で国民には多大な負担増となり、国民生活の改善・向上には繋がりません。

地域住民の命とくらしを守る自治体におかれましては、住民生活の実態と要望から対策を講じていただきますよう、以下の要望事項を提出いたします。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【回答】介護保険料について、計画期間中に改定は行いません。なお、本市の第8期介護保険料の設定は、従来の10段階から13段階とすることにより、応能負担を求め、中間、低所得層の負担の軽減化を図りました。

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前

年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。

【回答】国及び近隣市町の動向に応じ検討していきます。

③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】介護保険料の減免制度はみよし市介護保険条例第10条及びみよし市介護保険条例施行規則第19条の規定に基づき実施しています。拡充については、国及び近隣市町の動向に応じて検討していきます。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】介護利用料の低所得者への減免制度は、みよし市介護保険条例施行規則第11条及び第16条の規定に基づき実施しています。拡充については、国及び近隣市町の動向に応じて検討していきます。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

【回答】市独自の補助制度等につきましては、今後、他市町村の状況等調査・研究してまいります。

★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないください。

【回答】介護保険法により、訪問介護の「生活支援」は、回数制限が決まっています。回数制限は全国平均を元に決められています。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

【回答】総合事業対象者は継続した利用が可能です。要支援認定者は心身の状態に応じたサービスが利用できます。

③福祉用具の貸与は、「例外給付」の仕組みを活用し、要介護度にかかわらずケアマネジャーの判断で利用できるよう手続きを簡単にしてください。

【回答】介護保険サービスは、利用者の状態に応じ、適切な給付であることが求められます。軽度者の例外給付においても医師の所見を求めており、ケアマネジャーの判断で利用できるよう手続きを簡単にする考えはありません。

④多くの高齢者が参加できるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させてください。その際、総合事業を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。

【回答】介護予防教室に一部費用を負担し支援は行っています。高齢者には、地域包括支援センターを通してより広報に努めて参加を促してまいります。

(3)基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】本市の施設系利用の需要を鑑み施設整備をしています。

なお、令和3年度に地域密着型特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅がそれぞれ1施設開所しています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行き、入所希望者に対して適用してください。

【回答】要介護1及び要介護2の入所希望者については、「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に基づき、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合のみに限定しています。

(4)高齢者福祉施策の充実

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】介護予防教室に助成をしており、今後も続けていく予定です。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】住宅改修における受領委任払い制度については、平成 26 年度から実施しております。福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度につきましては、今後、他市町村の状況等調査・研究してまいります。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

【回答】今後、他市町村の状況等調査・研究してまいります。

★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答】自治体独自で実施予定はありません。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】本市が指定及び指導監督する地域密着型サービス事業所や介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所に対して、実地指導を適切に実施しています。

★(6)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】本市においては、要支援2以上の人を障害者控除の対象としています。引き続き、現行の基準で実施してまいります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】令和3年度から12月末時点で要支援2以上に認定されている人全員に対して、「障害者控除対象者認定書」を個別送付しています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】現在、国民健康保険事業は県単位化され、県が市町村から納付金を集め国保財政を一括管理しています。県は各市町村の納付金額を決定するにあたり、納付金を支払えるだけの保険税を確保できる目安として、標準保険税率を示しますが、それは、本市の税率と比較してかなり高い税率になっています。

愛知県国民健康保険運営方針では、「法定外繰入れをしている赤字市町村は、赤字の解消・削減を進めていくものとする。」とされています。

また、みよし市国民健康保険運営協議会の答申においても、「段階的に標準保険税率に近づけていくことにあわせて、一般会計からの法定外繰入れの削減を図っていくことが望ましい」とされており、これらのことなどから一般会計からの法定外繰入額を増やし、保険税を引き下げることは難しいと考えています。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。

【回答】前述の回答にも記載しておりますが、一般会計からの法定外繰入額を削減、保険税の確保の観点などからみても減免制度の拡充等については難しいと考えています。

②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。

【回答】均等割は収入に応じて賦課するものではなく、医療給付の受益対象となる加入者に公平に賦課されるものでありますので、18歳未満の子どもについても均等割の対象となります。また、このことから一般会計による減免の実施は考えておりません。

③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。

【回答】新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯への保険税の減免制度につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症に限定して対象期間中の国民健康保険税について整備されたものになります。適用要件につきましても前年収入との比較で判定することとしています。

(3)傷病手当金

①新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。

【回答】傷病手当金については、被用者等を対象とするものであるため、事業主については対象とすることを想定していません。

②新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

【回答】本制度は、新型コロナウイルス感染症の緊急対策として整備されたものであるため、新型コロナウイルス感染症以外の傷病については対象とする予定はありません。

★(4)資格証明書・短期保険証・差押え

①資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

【回答】現在、資格証明書の発行は行っていないです。保険税を分納している世帯については、今後も納税相談の機会確保を図るために、短期保険証を交付していきます。

②保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【回答】該当する方の納税については、市の窓口等で、個々に生活実態や就労状況などの聞き取りを行いながら、相談に応じています。短期保険証は、分納相談の機会を確保するため、期限を3か月もしくは6か月としていますが、分納状況によっては、短期保険証を解除することもあります。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】差押え禁止財産の差押えはおこなっていません。

(5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】一部負担金の減免制度については、対象者が限られるため、対象者とは、個別に相談させていただきたいと考えております。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】一部負担金の減免制度については、対象者が限られるため、対象者とは、個別に相談させていただきたいと考えております。

(6)高額療養費の申請手続を簡素化

①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】申請は毎回必要ですが、来庁しなくても郵送で手続きをしていただくことができます。

3. 税の徴収、滞納問題への対応

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】差押禁止財産の差押は、行っていません。納税相談で生活状況を十分確認し、分割納付などの相談に応じています。また、財産調査等により担税資力を把握したうえで、状況に応じて執行停止をする場合もあります。

4. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

①生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

【回答】申請の相談があった際には、まずは相談内容を伺い、次に制度の説明と申請意思の確認を行った上で申請書をお渡ししています。生活保護が必要と判断された人に対しては、早急な支給を心掛けています。

★②生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

【回答】申請の相談があった際には、まずは相談内容を伺い、次に制度の説明と申請意思の確認を行った上で申請書をお渡ししています。生活保護が必要と判断された人に対しては、早急な支給を心掛けています。

★③扶養照会は、厚労省通知を厳格に守り、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】国の通知に基づき、扶養が期待できる扶養義務者に実施することとしています。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】まずは居宅支援を検討しますが、保護申請時点において住居のない人が、短期間で居宅を見つけ入居することは困難な場合が多くあります。そのため、一時的に施設に入らざるを得ないのが現状ですが、それはあくまでも一時的な話であり、入居可能な居宅が見つかり次第、そちらに転居できるよう支援を行っています。自力で居宅を探すことが困難な人については、居宅探しの時点から支援しています。

なお、本市の生活保護受給者が入居している専用施設は、すべて個室となっています。

★⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

【回答】エアコンの購入費用(更新含む)について、国の通知に基づき生活保護新規申請者等に対して現物給付又は現金給付を行っています。夏季手当の支給については、行っていません。

⑥窓口での対応・相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。

また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】正規職員は、ケースワーカー2名、スーパーバイザー1名を配置しています。また、正規職員が生活保護に関する研修に参加する機会を設け、職員の知識向上、被保護者への支援の充実に努めています。ケースワーカーの外部委託は行っていません。

⑦単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

【回答】市役所全体の人事配置を考慮しながら、努めていきます。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

【回答】自立相談支援事業はみよし市社会福祉協議会に委託しています。担当職員は市役所と隣接する建物に常駐しており、関係機関との連携は速やかに行うことができます。

②住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は専門職を配置してください。

【回答】住居確保給付金の相談に対し充足した職員で対応しています。なお、相談員に社会福祉士を配置しています。

③生活困窮者自立支援金の要件を緩和し、給付による支援策を拡充した新たな支援制度を設けてください。

【回答】国の制度に基づき、対応させていただきます。

④生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。

【回答】国の制度に基づき、対応させていただきます。

5. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】子ども医療については、令和元年度から18歳までの入院費に限り自己負担分を無料化する拡充を実施しております。その他の福祉制度については、現在の制度を継続していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】令和元年度から18歳までの入院費の自己負担分に限り、現金給付(償還支払)で助成を行っております。なお、入院時の食事療養標準負担額の助成については、現在考えておりません。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【回答】本市では、1級または2級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方につきましては、全疾病を対象とした医療費助成を実施しています。自立支援医療(精神通院)対象者には、精神障がい者医療費の助成を行っております。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)対象者に加え、非課税世帯で3か月以上の寝たきり若しくは認知症の者又は一人暮らし非課税世帯の者も対象としており、拡大の予定はありません。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】妊産婦医療助成制度については、現在考えておりません。

6. 子育て支援

(1) 子どもの貧困対策計画の策定・推進

①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定・拡充してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

【回答】令和2年3月にみよし市児童育成計画を策定し、この計画を子どもの貧困対策を推進する施策を含む計画としています。家庭の経済的な格差が子どもの成長や発達に影響することがないように、令和5年度に子どもの貧困に関する実態調査を実施し、令和6年度に児童育成計画を新たに策定予定です。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

【回答】母子父子家庭の自立支援に向けた就労促進のための給付金制度を設け、自立の促進を支援しています。また、経済的自立と生活の安定を目指し、一人一人に合わせたプログラムを策定し、公共職業安定所と連携を図りながら、ひとり親の継続的な就職ができるように支援しています。

③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】子ども食堂や子どもの居場所を提供する団体が、支援を必要とする対象者に食事を提供する場合に、令和4年度から運営に必要な経費(保険料、検便検査料)を補助金として交付しています。また、フードバンク事業に関する情報を団体と情報共有し、食品の受け取りや配布に関する相談に応じています。その他には、団体の要望により市内公共施設に子ども食堂の活動紹介や子ども食堂開催の案内チラシを掲示して周知しています。

夏季休業期間中の12日間及び冬季休業期間中3日間に市内2か所で、学習支援員からの学習サポートが受けることのできる「みよし未来塾」を開催し、基礎学習の見直しをしたい、学習に後れを感じているといった中高生に学習の支援を行っています。

(2) 就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】就学援助制度については、近隣市町との均衡を図りつつ、生活困窮者の支援として適切な運用を図るようにしています。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】近隣市町との均衡を図りつつ、生活困窮者の支援として適切な運用を図るようにしていきます。

③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】次回配布する案内文書から、年度途中でも申請できる旨を記載する予定です。また、現在でも離婚等世帯状況に変更があった際には、その都度制度の案内を行っており、年度途中の申請について、学校を通じて常時受付を行っています。今後も、周知を図っていきます。

★(3) 子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負

担してください。

【回答】学校給食法第11条第2項に、「学校給食に要する経費は、学校給食を受ける保護者の負担とする」とあります。当市の学校給食費は、主食、牛乳及びおかずの食材を購入する食材料費ですので、保護者にご負担をいただき、給食費を無償化する予定はありません。また、減額や多子世帯に対する支援の予定はありません。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。

【回答】主食費については、国による免除は実施されておりませんが、本市は国の副食費減免対象者を減免にしていることに加え、第3子の減免判定基準を、国は小学校就学前の範囲内での第3子としているのに対し、本市は18歳未満の範囲内での第3子とし、範囲を拡大しています。また、副食費の第3子判定基準についても、主食費と同様に18歳未満の範囲内に拡大しています。

なお、令和5年4月からは、所得割額77,101円未満の世帯については、給食費(主食費・副食費)を無償化するとともに、第2子に係る給食費についても無償化する予定です。

(4)保育施策の抜本的拡充

★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

【回答】現在、1園の民間移管を検討中です。

★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引き上げるための具体的な施策を実施してください。

【回答】保育園の整備は、児童育成計画に基づき実施しています。現在の計画では、認可化の計画はありませんが、認可外保育施設については、運営費に係る補助金を交付するなどの支援を行っております。また、毎月の報告書提出の際に、困っていることなどがあれば、相談対応しています。

③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

【回答】企業主導型保育施設については、県の実地調査に同行し、実態把握をしています。

④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

【回答】保育士配置と保育室の面積にかかる基準は、公私間の格差なく国の基準で実施しています。

7. 障害者・児施策

★(1)グループホーム・入所施設の拡充

①障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で複数配置できるように補助してください。

【回答】令和3年3月に策定したみよし市障がい者福祉計画に沿って、グループホームの拡充が進むよう、障がい福祉サービス新設事業所開設費補助金を用意しています。

②地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。

【回答】みよし市自立支援協議会のなかの、地域生活支援拠点検討チームにおいて、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能を、地域の実

情に応じた創意工夫により整備していきます。

③ヤングケアラーとなっている家族の実態調査を行ってください。

【回答】今年度調査を行いました。その結果心配な家庭については、関係機関に繋ぐなどして学校で見守っています。

(2)障害福祉サービスの支給時間

①暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき、適切な量の支給決定に努めています。

(3)障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費

①障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】現行制度では、障がい福祉サービス等の利用料は利用者の所得(児童においては保護者の所得)に応じて負担額が設定されており、すでに負担軽減策が講じられています。また、本市では、児童発達支援センター(豊田こども発達センター)の給食費を市が負担しており、すでに無償となっています。

②障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。配偶者も対象から除くようにしてください。

【回答】障害福祉サービスは国の制度に従って実施していきます。

★(4)65歳以上障害者等についての「介護保険利用優先」問題

①40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】障がい福祉サービス利用者が介護保険サービス対象者になった場合、福祉課職員、障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター等で話し合ったうえで、本人の意向に沿った生活をできる限り送れるよう、障がい福祉サービスの支給決定をしています。

(5)障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の確保、育成

①独自の人材確保の施策をすすめてください。

【回答】「介護人材育成等支援事業助成金交付」のなかで、事業所の介護職員を雇用するための求人広告にかかった費用を助成しています。また、相談支援従事者初任者研修費用等の助成金交付を検討しています。

②地域生活支援事業の単価を引き上げてください。

【回答】令和3年4月に行われた障がい福祉サービス等の報酬改定の内容を踏まえ、令和4年4月に地域生活支援事業の報酬単価の見直しを行いました。今後も、サービス提供体制など地域の実情に応じて検討していきます。

③福祉・介護職員の資質向上に独自に取り組んでください。

【回答】自立支援協議会のなかで、資質向上の研修に取り組んでいます。

(6)災害時の障害者・児の避難対策

①福祉避難所を、障害者・児および地域の福祉的な支援が必要な人(高齢者や妊婦など)が避難できるようにしてください。

【回答】福祉避難所は、介護を要する障がい者などとその介護者(家族)が、災害時において避難できる施設としてあり、社会福祉法人等と協定を結んでいます。

②災害時に障害者・児が地域での避難が遅れないように、障害当事者や関係団体が、防災計画を相談する会議に参加することや、防災訓練を地域住民と共同で行うことを促進するなど、障害者・児が置き去りにならないように市町村として取り組みをすすめてくださ

い。

【回答】避難することに支援が必要となる障がい者(児)や、高齢者を対象に、避難行動要支援者として登録していただき、地域に情報提供を行っています。

8. 予防接種

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【回答】流行性耳下腺炎の任意予防接種については、既往症のない1歳から小学校就学前の子どもを対象に、2,000円の助成を1回実施しています。

子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチンの任意予防接種については、感染症の発生やまん延を予防するものではないという観点から、助成の実施は考えていません。

麻しんの任意予防接種については、抗体検査とワクチン接種に対し、それぞれ1回助成を実施しています。(助成額:抗体検査2,650円、麻しんワクチン3,000円、麻しん風しん混合ワクチン5,000円)

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担については2,000円とし、生活保護受給者は無料としていますが、現在のところ引き下げは考えていません。

任意予防接種事業については、平成27年度から実施した定期予防接種の機会を逃した人を救済する目的で、対象者が全員70歳以上となる平成30年度までの4年間実施したので、再開は考えていません。

「ワクチンを1回でも接種した人は接種対象者から除外する」という国の実施要領に準じているため、2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることは考えていません。

9. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】産婦健診については、令和2年度から2回助成を実施しています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】妊婦・産婦共にそれぞれ1回無料歯科健診を実施しています。

③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】歯科衛生士を常勤で配置しています。配置に関しては、計画的な配置について人事担当課と協議をしながら検討していきます。

10. 地域の保健・医療

①保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【回答】保健師等及び歯科衛生士の配置に関しては、計画的な配置について人事担当課と協議をしながら検討していきます。

②地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

【回答】医師会等と協力し、かかりつけ医を持つこと等住民への啓発を行うとともに、関係機関と連携し地域の高齢化等の状況に応じた病床の機能分化と連携を進めるよう努めます。

③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

【回答】医療従事者を目指す学生の実習受け入れのほか、市民病院へ各種負担金を繰出し、医療従事者が安心して働ける環境整備に努めています。関係機関と連携し医師、看護師等医療従事者の確保対策の支援に努めます。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。
- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

2. 愛知県に対する意見書

(1)福祉医療制度

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援

- ①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。
- ②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

(4)地域の医療介護

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してく

- ださい。感染症病床を増床し確保してください。
- ②地域医療介護総合確保基金の周知を行い、各市町村や事業所が活用できるようにしてください。

以上